

令和2年11月13日

王寺町長 平井 康之 殿

(仮称) 王寺町まちづくり基本条例審議会

会長 新川 達 郎



王寺町まちづくり基本条例について (答申)

令和元年8月7日付で諮問のあった(仮称)王寺町まちづくり基本条例について、本審議会として慎重に審議を行った結果、別添の王寺町まちづくり基本条例(案)のとおり結論を得ましたので答申いたします。

本審議会においては、さまざまな立場の委員により多角的な視点から、14回にわたり真摯に議論を重ねてきました。町長におかれましては、審議過程で各委員から出された意見を十分踏まえ、本条例を着実に推進されるよう要望いたします。

なお、本審議会といたしまして、本条例の推進にあたり、留意すべき事項を下記のとおり申し添えます。

記

- 1 「まちづくり協議会」については、主体となる自治会や住民活動団体など町民の意見を聞きながら、制度づくりに努められたい。
- 2 町民、住民活動団体、議会、行政が本条例の趣旨に基づき、それぞれの役割を理解し、尊重し合いながら、参画と協働のまちづくりの実現に向けて歩みを進めていただくことを期待しています。